

第5章

文化財の 保存・活用の方針

第5章 文化財の保存・活用の現状・課題・方針

1 保存・活用の現状

(1) 札幌市による文化財の保存・活用

ア 文化財の保存

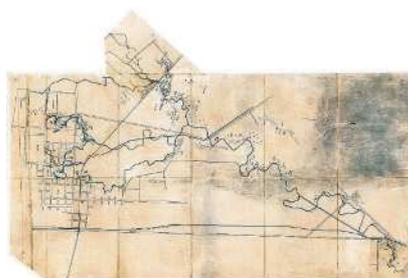
札幌市では、市にとって特に文化的価値が高いと認められる文化財について、適切な保存・活用のため、札幌市文化財保護条例により市の指定文化財に指定しています。直近では平成30年（2018年）3月に旧札幌控訴院を市指定有形文化財に指定しました（令和2年12月23日の国の重要文化財指定に伴い、市の指定は解除）。

札幌市が所有する指定等文化財のうち、歴史的建造物や史跡については、文化財本来の価値を損なわないよう適切な維持管理を行うとともに、市民等のニーズを踏まえた幅広い活用の在り方を検討のうえ、修繕や復元、耐震化等の保存・活用工事を実施しています。「旧琴似川流域の竪穴住居跡分布図」、「大友亀太郎関係歴史資料」など歴史資料等の一部は複製を活用し、適切な保存と公開に努めています。

また、無形文化財の保存・継承事業として、「札幌市指定無形文化財丘珠獅子舞」の保存団体や、アイヌ民族の伝統行事である「アシリチェプノミ（新しい鮭を迎える儀式）」の保存団体等の取組への支援を行っています。



旧札幌控訴院庁舎(重要文化財)



旧琴似川流域の竪穴住居跡分布図



丘珠獅子舞



アシリチェプノミ

イ 文化財施設の活用

重要文化財を含む指定文化財建造物等の一部について、観覧に加え、貸しスペースや飲食施設など様々な目的に対応する施設として整備し、経営の効率化と利用者に対するきめ細かいサービス提供のため、下記の施設において指定管理者制度⁶²を導入し、民間団体による管理・運営を行っています。

【指定管理者制度を導入している文化財施設】

- 旧札幌農学校演武場（時計台）（国指定重要文化財）
 - ・ 日中は観覧施設、夜間はコンサートなどを行う多目的ホールとして利用
 - ・ 札幌農学校や塔時計の歴史等を紹介する資料を展示
- 豊平館（国指定重要文化財）
 - ・ 日中は観覧施設、夜間はコンサートや結婚披露宴などに活用可能な貸室として利用
 - ・ 「建物そのものをミュージアムとして楽しんでもらう」をコンセプトに、豊平館の歴史や魅力を体感する展示を実施
 - ・ 講座等のイベントを開催し文化財等に関する学習機会を提供
- 旧札幌控訴院庁舎（国指定重要文化財）
 - ・ 観覧施設、控訴院時代の法廷を再現した「刑事法廷展示室」等の展示
 - ・ 歴史的価値のある文化財を生かした美術作品等の展示等及び学習活動の場として、「ミニギャラリー」6室、「研修室」1室の有料の貸しスペースとして利用
- 旧永山武四郎邸及び旧三菱鉱業寮

（旧永山武四郎邸：道指定有形文化財、旧三菱鉱業寮：国登録有形文化財）

 - ・ 旧永山武四郎邸は主に観覧、旧三菱鉱業寮は地域のイベント等多目的に利用可能な貸室及び周辺エリアの歴史文化情報の発信拠点として活用
 - ・ 旧三菱鉱業寮内の一部をカフェレストランとして活用
 - ・ 講座等のイベントを開催し文化財等に関する学習機会を提供
 - ・ 歴史文化等に関する市民の自主的な活動及び交流を支援



旧三菱鉱業寮内のカフェレストラン

⁶² 指定管理者制度：公の施設の管理を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人・団体に行わせる制度

ウ 埋蔵文化財の保存・活用

札幌市埋蔵文化財センターは、開発事業者等からの埋蔵文化財の保存に関する相談や遺跡の発掘調査、出土した遺物・記録などの整理・研究、収蔵等を行っているほか、出土品の展示・公開、普及啓発事業を実施しています。展示室では、市指定有形文化財である「札幌市N30 遺跡出土品」や「旧琴似川流域の竪穴住居跡分布図(複製)」などの常設展示や、年3回程度の企画展示を実施しています。



丘珠縄文遺跡での発掘作業

平成30年(2018年)5月には、地中に保存されている遺跡を活用した体験学習施設「丘珠縄文遺跡」(サッポロさとらんど内)を開設し、「丘珠縄文遺跡体験学習館」では縄文土器づくりや火おこし体験などの縄文文化の体験学習を、「おかだま縄文展示室」では丘珠縄文遺跡から出土した土器、石器、動植物遺存体⁶³等の一部を展示・公開しています。

また、丘珠縄文遺跡での体験学習や展示解説、発掘調査作業等をサポートする市民スタッフとして「おかだま縄文ボランティア」を養成し、埋蔵文化財の保存・活用の取組に関する普及啓発や市民参加を図っています。

エ 地域の文化財の普及・啓発

札幌市が認定する「地域文化財」や札幌市が選定した「さっぽろ・ふるさと文化百選」のほか、各区における独自の文化財等の選定事業や、歴史文化情報の発信を行い、歴史文化の普及・啓発に貢献しています。

また、地域の特色がある文化財や歴史文化の保存・伝承のため、地域の保存団体等による郷土資料館等の設置・運営を支援しています。

オ 文化財に関する情報発信、学習機会の提供

札幌の文化財を周知するための冊子やパンフレットの作成、市内の文化財を検索することができる「札幌市文化財データベース」の構築及びインターネット上での公開、「広報さっぽろ」や公式ホームページ等による情報発信を行っています。

また、小中学校における総合的な学習の時間等を活用した地域の歴史文化等に関する学習のほか、文化財保護指導員による出前講座、札幌市生涯学習総合センター「ちえりあ」等を拠点にした歴史文化を学ぶプログラムなど、幅広い学習機会を提供しています。



文化財保護指導員による出前講座の様子

⁶³ 動植物遺存体：遺跡から出土する(現在もなお残っている)動植物などの有機体

カ 札幌市景観計画に基づく施策の推進

札幌市景観計画に基づく景観資源の保全・活用の取組として、景観法に基づく景観重要建造物・景観重要樹木及び札幌市景観条例に基づく札幌景観資産を指定しています。また、平成29年度（2017年度）より、景観上の価値の捉え方を拡大し、これまで以上に幅広く景観資源を登録する活用促進景観資源の取組を進めています。

さらに、これら景観資源に関する取組は地域住民等が主体的に関わり、地域ごとの魅力的な景観の形成を推進する景観まちづくりの取組に加え、都心部での民間都市開発において、容積率の緩和等に関する土地利用計画制度等の運用の考え方を明示した「都心における開発誘導方針」との連動を図っています。

■景観重要建造物、景観重要樹木（景観法に基づく指定）

- ・歴史や文化など地域の景観を特徴付けている建造物及び市民や観光客に親しまれている建造物など、景観形成上重要な価値のある建造物を「景観重要建造物」に、自然、歴史、文化などから見て地域のシンボリックな存在として景観を特徴付けている樹木や市民に親しまれている樹木などを「景観重要樹木」に指定

■札幌景観資産（札幌市景観条例に基づく指定）

- ・景観形成上価値があると認められる建築物等、樹木その他の物で、意匠、様式（樹木にあっては樹木の姿）等が良好な景観を特徴付けているものや将来のまちづくりに生かされる可能性のあるものなどを「札幌景観資産」として指定

■活用促進景観資源（札幌市景観条例に基づく登録）

- ・一定の制限がある既往の制度とは異なり、市民等に広く周知することに主眼を置き、市民等の関心を喚起し、良好な景観の形成に向けた活用の可能性を広げることが目的とした制度
- ・建築物、工作物、樹木、これらが一体をなしている区域、活動等に該当するもので、良好な景観の形成上価値があると認められるものを「活用促進景観資源」に登録

キ 関連施設

札幌市の各施設において、札幌の歴史文化を理解するうえで重要な資料の収集、保存、研究のほか、資料等を活用した市民等に対する学習機会の提供等を行っています。

【関連施設の一例】

- 札幌市博物館活動センター
 - ・ 自然史系博物館の計画推進のための活動拠点として開設し、石狩低地帯を活動域に実物資料、情報を蓄積しながら成長発展する博物館活動を推進
 - ・ 石狩低地帯と札幌の大地の成り立ちやサッポロカイギュウやクジラ化石、現在の動植物について収蔵展示室で展示しているほか、市民向け講座や体験学習会を実施
- サッポロピリカコタン（アイヌ文化交流センター）
 - ・ アイヌ民族の生活や歴史、文化などを楽しみながら学ぶことができ、展示室では伝統衣服や民具など約 300 点を展示
- 札幌市公文書館
 - ・ 市政上重要な公文書（特定重要公文書）を整理・保存し、閲覧など一般利用に供しているほか、郷土史相談に対応
- 札幌市交通資料館
 - ・ 市営交通の歴史的資料を保存し、社会教育に役立てるための資料館
 - ・ 平成 29 年（2017 年）から地下鉄高架部の補修工事に伴い一時休館していたが、展示内容を一新して令和 6 年（2024 年）5 月にリニューアルオープン
- 札幌オリンピックミュージアム
 - ・ 札幌オリンピックの資料の展示や、オリンピック・パラリンピックの歴史や理念等について学ぶことができるコーナーのほか、ジャンプ、クロスカントリーなど、様々なウィンタースポーツを疑似体験する装置を設置

(2) その他の公的機関による文化財の保存・活用

行政及び大学等の教育・研究機関等は、札幌の文化財の保存・活用の重要な担い手です。これら公的機関は、指定等文化財を含めた貴重な文化財の所有者としての保存（復元）・活用に限らず、調査研究、広報等の総合的な取組により、札幌の文化財の保存・活用に貢献しています。

【その他の公的機関による取組の例 北海道による取組】

○ 所有文化財の保存・活用

重要文化財北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）、登録有形文化財北海道知事公館（旧三井クラブ）などの歴史的建造物の保存・活用、修復事業等

＜主な文化財の公開・活用状況＞	
国指定重要文化財 北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎） ・国指定史跡 開拓使札幌本庁本庁舎跡および旧北海道庁本庁舎	北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）は北海道を代表する歴史的建造物であり、国内外から年間約70万人が訪れる道内有数の観光スポット。建物の内部・外部ともに劣化が進んでいたことから、令和元年度（2019年度）から令和7年度（2025年度）まで、耐震対策を含めた改修を実施
国指定重要文化財 旧開拓使工業局庁舎	北海道開拓の村に移設・保存。建造物内部には開拓使工業局の役割などを展示し、一般公開
国登録有形文化財 北海道知事公館（旧三井クラブ）	春から秋にかけ一般公開。近隣の近代美術館等とあわせて多くの人に憩いの場として親しまれている。

○ 文化財や歴史文化の情報発信

文化財ニューズレター「文化財まる知ナビ」、道内の博物館や美術館等、歴史文化に関する情報を集約した「北海道ミュージアム」、「北海道歴史・文化ポータルサイト AKARENGA(あかれんが)」などによる情報発信

○ 北海道博物館

北海道の中核的博物館としての役割を担う、自然・歴史・文化に関する総合博物館。歴史資料を含む諸分野の資料の調査・収集・保存・研究を行うとともに、総合（常設）及び各種企画展示、教育普及活動により、これら資料の利活用を図る。北海道の自然・歴史・文化に関する道民や教育関係者等からの相談にも対応

博物館内組織のアイヌ民族文化研究センターでは、アイヌ語や芸能、民具（伝統的生活技術）や、これらの理解に欠かせない歴史文化について、資料の調査・収集と公開・提供、アイヌ文化に関する研究成果の発信や普及啓発を実施

○ 北海道開拓の村

北海道の明治～昭和初期の歴史的建造物を移築・復元・保存し、当時の市街地群、農村群、漁村群、山村群の景観を再現し建物内部の展示とあわせて当時の歴史文化を体感できる野外博物館。年中行事や伝統文化に関する催しにより、特徴ある北海道の歴史文化を発信し、その保存・継承に貢献

【その他の公的機関による取組の例 国立大学法人北海道大学による取組】

○ 所有文化財の保存と活用

札幌キャンパス及び北大植物園内に点在する重要文化財、登録有形文化財建造物等の維持管理や、「歴史的資産ガイドマップ」（日本語版・英語版）などによる情報発信

＜主な文化財の公開・活用状況＞	
国指定重要文化財 北海道大学農学部植物園・博物館	明治15年建築の博物館本館は、国内最古の現役の博物館として活用。平成25年度（2013年度）～平成27年度（2015年度）には建築物6棟の耐震改修工事を実施
国指定重要文化財 北海道大学農学部（旧東北帝国大学農科大学）第二農場	9棟ある建造物の一部を一般公開し、ボランティアによる解説を年数回実施。平成25年度（2013年度）～平成27年度（2015年度）に耐震改修工事を実施
国登録有形文化財 北海道大学附属植物園庁舎（旧札幌農学校植物学教室）ほか	北海道大学附属植物園庁舎（旧札幌農学校植物学教室）は、宮部金吾記念館として活用し、一部内部を公開園内の歴史的建造物群のほか、明治19年（1886年）の設立当初から人の手が入っていない貴重な植生や、かつて都心に多く見られた竪穴住居跡などを保存。北方民族資料室、北方民族植物標本園では、アイヌや東アジアの北方諸民族に関する資料のほか、これら民族が生活に利用した植物約200種の植栽展示を実施
国登録有形文化財 北海道大学旧昆虫学養蚕学教室	耐震化を伴うリノベーションを行うことにより、北海道産ワインの研究・プロモーション、人材育成の拠点として再生
国登録有形文化財 北海道大学旧農学部図書館	耐震化を伴うリノベーションを行うことにより、研究施設として再生
北海道大学 歴史的建造物	理学部本館、農学部本館、事務局本館（1号館）及びクラーク会館等は、建築後50年以上経過した建物であり、歴史的価値評価において高い評価を得ていることから、北海道大学では、文化財保護法の規定に準じて保存することが望ましいものとして『歴史的建造物』と位置付けている。これらの建造物については、適切な維持管理を図るとともに、教育・研究施設としての活用のほか、学外への情報発信の場としても活用
国指定重要文化財 カラフトナヨロ惣乙名文書（ヤエンコロアイヌ文書）	附属図書館によるレプリカの公開（閲覧室にて閲覧可）とともに、北方資料データベースに全文を公開
国指定重要有形民俗文化財 アイヌのまるきぶね	北大植物園北方民族資料室にて常設展示
道指定有形文化財 新琴似村屯田兵村記録	附属図書館にてレプリカを公開（閲覧室で閲覧可）

○ 北海道大学キャンパスマスタープラン

キャンパス空間の施設・環境の整備と運営に関する長期計画となるキャンパスマスタープランにおいて、大学が有する歴史的建造物やランドスケープを今後も変わらず継承し、未来にわたって保全・活用するとしている。このキャンパスマスタープランの考え方にに基づき、札幌キャンパス及び北大植物園内に点在する登録有形文化財建造物等の保存・活用を図っている。

○ 埋蔵文化財調査センター

札幌キャンパスと植物園内に残る埋蔵文化財の保護及び調査・研究。構内の遺跡から出土した資料の展示及びツアーガイド形式で構内の遺跡をめぐる人類遺跡トレイル・ウォークなどの各種イベントを実施

(3) 市民団体や事業者等による文化財の保存・活用

札幌に残る文化財は、そこに暮らす市民が守り伝えてきたものであり、現在も、市民や企業等の事業者、地域の保存団体等による民間の活動が、札幌の歴史文化を守り伝える重要な役割を担っています。

【市民や事業者等による取組の例】

○ 一般財団法人北海道文化財保護協会

北海道内の文化財の保護思想の普及を図り、文化財の保存・活用を通じ道民文化の向上に資することを目的として昭和36年（1961年）に設立され、北海道文化財保護功労者の表彰や、子どもの文化財愛護活動推進事業、機関誌の発行などを実施

○ NPO法人歴史的地域資産研究機構

平成24年（2012年）設立。道内の学術研究者・専門家の能力をネットワーク化し、建造物等の歴史的地域資産の調査研究、関連資料の収集保存（アーカイブ化）や、まちづくり活動等に関する助言や支援等の活動を実施

○ 郷土資料館等運営・郷土史研究

市民団体等による郷土資料館の運営や郷土史研究、地域の文化財の保存・活用等

<活動団体の一例>

・札幌村郷土記念館保存会	・旧黒岩家住宅保存会	・新琴似屯田兵中隊本部保存会
・屯田郷土資料館運営委員会	・福住三六会	・烈々布会
・NPO法人札幌郷土文化推進センター	・白石区ふるさと会	・あしりべつ郷土館運営委員会
・月寒地区町内会連合会	・手稲記念館管理運営委員会	・定山溪郷土博物館運営委員会
・手稲郷土史研究会	・さっぽろ時計台の会	・エドウィン・ダン記念館運営委員会

○ NPO法人北海道遺産協議会

道民の宝を掘り起こし、これを地域で守り、育て、活用していく中から新しい魅力を持った北海道を創造していくことをねらいとして「北海道遺産」を選定し、地域活動の支援や情報発信等を実施

○ 札幌建築鑑賞会

「わが街の文化遺産の再発見」をテーマに、平成3年（1991年）に発足。主に札幌市内の歴史的建物を対象に、まち歩き会などを主催するほか、飲食店などに再利用されている民家や石蔵等の歴史ある建物を紹介する小冊子を発行するなどの活動を実施

○ ハリテージ・マネジメント専門職育成講座

歴史的建造物等の修理技術や活用手法、歴史文化を生かしたまちづくり等の専門知識を有し、地域においてこれらの保存・活用に向けた取組を行う人材である「ハリテージ・マネージャー」及び「ハリテージ・コーディネーター」養成のため、北海道文化遺産活用活性化実行委員会が開催。平成26年（2014年）以降多くの修了者が出る。

○ 旧石山郵便局（通称ぼすとかん）活用プロジェクト

南区石山地域の住民らによる、札幌景観資産でもある札幌軟石造の歴史的建造物を残

し、活用するためのプロジェクト。建物をギャラリーやカフェに改修する費用の一部をクラウド・ファンディング⁶⁴により調達し、地域の交流拠点として再生

⁶⁴ クラウド・ファンディング：個人・団体がプロジェクトのための資金を、インターネット上で企画内容と必要な金額を提示し、広く集める手法

2 文化財の保存・活用の推進体制

札幌市の文化財の保存・活用を進めるためには、行政だけではなく、大学などの専門知識を持った有識者や文化財の所有者、民間の団体、市民などが相互に連携・協力しながら取り組む必要があります。行政の体制や各主体に期待される役割、連携・協働を促す体制づくり、防災・災害時に関する体制を、次のとおり整理しました。

(1) 行政の体制と役割

札幌市では文化財の保存・活用の主管課である市民文化局文化部文化財課が中心になり、庁内の関係部局、札幌市文化財保護審議会と連携を図るとともに、文化財施設の指定管理者である民間団体の創意工夫等も取り入れながら、文化財の保存・活用に取り組んでいくこととしています。

行政には、文化財の保存・活用に関するルールや方針を示し、それを共有することで、社会全体が一体となって取り組めるようにする役割が求められます。情報集約や広報、文化財保護以外の様々な社会的課題との調整を行うほか、文化財の所有者としても、文化財の適切な保存・活用の担い手となります。

以下の表に関係部局と主な業務内容のうち文化財の保存・活用に関するものを中心に記載します。

<p>■市民文化局文化部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財課（文化財一般、埋蔵文化財（札幌市埋蔵文化財センター）） 文化財保護のための調査、指導及び補助／文化財保護の普及、啓発／市の文化財の指定、保護／文化財課所管施設の維持管理／郷土資料館の活動支援／文化財の普及啓発活動／文化財資料の収集整理分類／文化財保護管理状況の巡視／埋蔵文化財保護のための協議・調整／埋蔵文化財包蔵地の発掘調査／埋蔵文化財保護思想の普及啓発／埋蔵文化財センターの管理運営 等 職員 19名（課長1名、文化財係4名、埋蔵文化財係11名（うち埋蔵文化財の専門職員10名）、会計年度任用職員3名） ・文化振興課 文化芸術の振興に関する総合的な企画調整、情報収集／文化芸術に関する情報発信／文化施設の管理運営／文化部所管施設の修繕／旧札幌控訴院庁舎（札幌市資料館）の保存修理 等 ・事業調整担当課（札幌市博物館活動センター） 博物館諸計画の検討、策定、推進、総括／博物館活動センターの管理運営／博物館資料の収集／博物館の普及交流事業の実施／専門的分野の調査研究 等 <p><関係部局></p> <ul style="list-style-type: none"> ■総務局行政部公文書館 特定重要公文書の保存、利用等／重要公文書の公文書館への移管 等 ■まちづくり政策局都市計画部地域計画課（景観担当） 札幌市景観計画に基づく施策の推進 等 ■市民文化局市民自治推進室市民自治推進課 市民自治の推進に関すること／地域のまちづくり活動に関する支援・調整 等 ■市民文化局市民生活部アイヌ施策課 アイヌ施策の調整及び企画／アイヌ施策の調査研究／アイヌ文化交流センターの管理運営 等 ■経済観光局観光・MICE⁶⁵推進部観光・MICE推進課（観光地域づくり担当） 観光コンテンツ造成／持続可能な観光推進 等 	<p>令和7年（2025年）3月時点</p>
--	------------------------

⁶⁵ MICE：企業等の会議（Meeting）、報奨旅行（Incentive Travel）、国際会議・学術会議・学会等（Convention）、展示会・イベント（Exhibition/Event）の頭文字を取った、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称

- 建設局みどりの推進部みどりの推進課
緑の基本計画等の推進に係る調整／みどりの推進事業に係る調整 等
- 教育委員会生涯学習部生涯学習推進課
生涯学習の推進に関すること 等
- 教育委員会学校教育部教育推進課
札幌らしい特色ある学校教育の推進／小中学校の教育課程・年間指導計画に関すること 等

(2) 行政以外の主体

ア 有識者

大学その他の教育研究機関、専門知識を持った個人や団体等です。主なものとして、文化財の保存及び活用に関する重要事項、文化財の指定等の審議を行う札幌市の附属機関である札幌市文化財保護審議会があります。

有識者には、文化財に関する相談対応や、専門知識を生かした修理方法や活用の際しての助言や指導を行うほか、研究や調査結果を広く社会に役立てる役割が期待されます。

イ 文化財所有者

文化財を所有する個人や団体等を指します。文化財所有者には、所有する文化財を適切に保存するとともに可能な範囲で公開することにより、文化財の価値を多くの人と共有しながら、次の世代に継承していくことが期待されます。

ウ 民間の文化財活用者、保存活用団体等

文化財を保存・活用する取組を行う団体や企業を指します。その活動の中で文化財を維持管理し、利活用等を行うことで、札幌の文化財や歴史文化を未来へつなげる役割を担います。札幌市の文化財施設を管理運営する指定管理者や、前述の「(3) 市民団体や事業者等による文化財の保存・活用」で紹介した団体等があります。

エ 市民

文化財に興味がある・文化財の近隣で生活する人（事業者や地域の団体）なども、文化財を保存・活用する活動への参加者であり、文化財を中心として、様々な立場の市民等の交流の輪が広がるのが、文化財の保存・活用を推進する力となります。

オ 札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会

この計画の推進のため、札幌市、一般社団法人札幌観光協会、札幌商工会議所を構成団体とする協議会です。計画に基づき、文化財の保存・活用に関する取組等を行っていきます（協議会の体制や取組の詳細は、次の「(3) 連携・協働を促す体制づくり」、「(4) 札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会による取組」に記載しています。）

【資金調達の手法について】

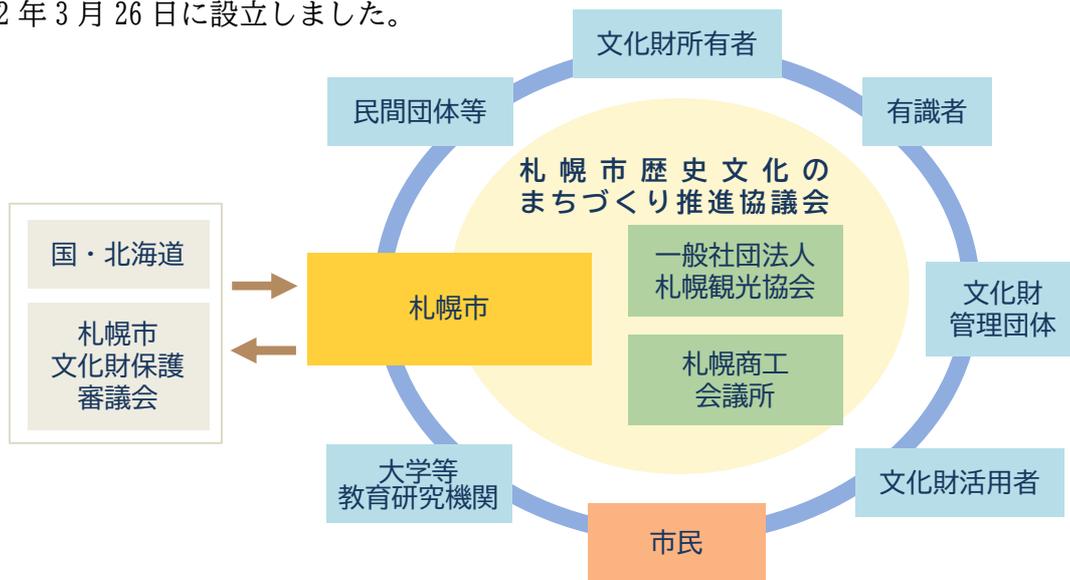
それぞれに期待される役割に従って文化財の保存・活用に取り組む際の資金調達について、既存の法令による支援制度の利用のほか、活用による収益モデルの共有化、広範な関係者からの寄付や協賛など、考えられる例を以下に示します。

- ・文化財保護や景観保全を目的とした法令等の既存制度による補助金等の活用
- ・「ふるさと納税」制度の活用
- ・「さぼーとほっと基金⁶⁶」等のまちづくり活動への寄付制度の活用
- ・文化財を活用した収益モデルを社会全体で共有できる仕組みの構築や、収益事業をコーディネートする人材の育成
- ・企業の社会貢献活動や、クラウド・ファンディング等の地域コミュニティを超えた広範な支援者からの寄付や協賛 など

(3) 連携・協働を促す体制づくり

文化財の保存・活用を有効に進めるためには、様々な立場の関係者が有機的に結び付くことで、情報・知識・ノウハウ等を補完し合い、協力しながら諸課題に取り組むことが不可欠です。

札幌市が作成する文化財保存活用地域計画の推進にあたり、市内の文化財及び歴史文化を活用し、観光拠点づくりなど地域の活性化に資する取組を行い、「文化財の価値を多くの市民が共有し、大切に次の世代へ引き継いでいく、歴史文化の魅力あふれる都市」の形成に寄与することを目的として、札幌市、一般社団法人札幌観光協会、札幌商工会議所を構成団体として「札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会」を令和2年3月26日に設立しました。



連携・協働を促す体制イメージ

⁶⁶ さぼーとほっと基金：市民からの寄付を札幌市が募り、町内会・ボランティア団体・NPOなどが行うまちづくり活動に助成することで、札幌市のまちづくり活動を支える制度

(4) 札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会による取組

ア 基本的な取組

協議会は、この計画の普及啓発に加え、連携・協働体制を介したつながりを生かし、文化財の保存・活用に関する関係者の課題解決を支援します。

イ 関連文化財群とストーリーの設定に向けた取組

協議会は、アンケートの実施やワークショップ、シンポジウムなどを開催して広く市民の声を聞きながら、第4章で示す要件に照らし、市民の参加と協力を得ながら関連文化財群とストーリーを設定します。また、設定した関連文化財群とストーリーの普及啓発や、活用に向けての支援を行います。

ウ 計画を生かした観光拠点づくりの推進

協議会は、この計画による文化財の保存・活用の方針に従い、札幌市の歴史文化の魅力を生かした観光拠点づくりを推進します。

市民参加による関連文化財群とストーリーの設定を地域の魅力資源の発掘や磨き上げによる新たな観光拠点の創出にもつなげます。

札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会によるこれまでの主な取組

事業名	事業概要	実施年度
関連文化財群及びストーリーの設定	文化財や歴史文化の価値や魅力を際立たせ、効果的に守り・生かすために、関連文化財（つながりのある文化財を周辺環境も含めて一体としてとらえたもの）及びストーリーを七つ設定しました。	令和2～4年度
れきぶんボランティアガイド育成支援	関連文化財群及びストーリーに関する知識や理解を深める学びや、コミュニケーション力アップにつながるボランティアガイド講習会を行いました。	令和3～4年度(※)
シンポジウム「さっぽろれきぶんフェス」	札幌の文化財や歴史文化の価値や魅力を多くの方に知っていただき、楽しんでいただくため、シンポジウム「さっぽろれきぶんフェス」を開催し、講演やパネルディスカッション、体験プログラム、パネル展示を行いました。	令和2～5年度
市民ワークショップ	札幌の歴史文化を学び、文化財の価値や魅力、生かし方などについてテーマごとに意見交換を行いました。	令和2～5年度
モニターツアー	案内人と歴史文化のスポットを巡り、歴史を学ぶまち歩きツアーを開催しました。	令和3～4年度(※)
パンフレット（さっぽろ文化財散歩）	歴史文化を通して市内の文化財を周遊できるパンフレットを関連文化財群ごとに作成しました。また、子ども（小学校4～6年生）にもわかりやすく、札幌の文化財や歴史文化の魅力や価値が伝わるようなパンフレットを作成しました。	令和2～5年度
「さっぽろ文化財散歩」の「ようこそさっぽろ」への掲載	周遊促進パンフレットである「さっぽろ文化財散歩」に、周辺の飲食店情報及び英訳を追加し、札幌観光情報サイトの「ようこそさっぽろ」へ掲載しました。	令和4～5年度

※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止

(5) 防災・災害時に関する体制

札幌市で策定した「札幌市地域防災計画 地震災害対策編」において、市有の文化財施設の災害対策として、「災害予防対策」を行うこととしており、市有文化財施設について24時間体制の警備を行うとともに、各施設の防災計画といった災害に備えたマニュアルの整備や毎年1月26日の文化財防火デーに合わせた消防訓練を実施しています。

また、災害発生時、迅速に対応し、被害を最小限に止め、来館者や職員及び施設の安全を確保するために策定した「札幌市文化財施設危機管理規程」に基づいた初動対応を行い、現地調査等により、被害状況を把握します。

さらに、国・北海道が指定している文化財については、被害状況を北海道教育委員会に報告し、国指定の文化財は、北海道教育委員会を通じて文化庁へ報告します。

加えて、北海道・札幌市が指定している文化財や未指定文化財については、北海道教育委員会の指導・助言を受け、北海道教育委員会を通じて独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターへの救援依頼を行うなど、文化財の救援・復旧体制の構築を行います。

3 第1期計画取組の評価検証

文化財関連施設利用者（観覧者）数と「札幌市文化意識調査」の結果から、第1期計画での取組結果を検証します。

(1) 文化財関連施設利用者（観覧者）数

主な文化財関連施設の利用者（観覧者）数は、令和5年度で570,751人となりました。

第1期計画期間中は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応により、人々の社会生活に大きな影響があったことから、単純な比較検証は困難ですが、計画作成前の528,834人（令和元年度）から、約40,000人（7.9%）の増加となりました。

また、施設ごとの令和元年度との利用者（観覧者）数の比較をすると、時計台、豊平館は大きく増加しましたが、「札幌村・大友亀太郎関係資料及び史跡」や「旧黒岩家住宅」等、減少した施設も多くありました。

今後も、歴史文化の魅力あふれる都市を目指すためにも、都心エリアにある文化財については、文化財の魅力をわかりやすく伝える取組を継続するとともに、地域にある文化財については、市民が文化財に親しみ、その知識と理解を深める場所といった地域の魅力ある資源となるよう取り組む必要があります。

■ 文化財関連施設利用者（観覧者）数（令和元年度～令和5年度） (人、%)

関連施設	年度	R元※1 (2019)	R2※2 (2020)	R3※3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R5-R1 増減	対R元比
時計台		244,752	82,017	89,648	239,530	290,225	45,473	18.6
豊平館		21,062	19,548	15,070	28,081	36,743	15,681	74.5
八窓庵		7,526	4,799	1,946	5,934	7,215	▲311	▲4.1
旧永山武四郎邸		43,185	28,325	19,277	46,156	47,551	4,366	10.1
清華亭		7,786	2,804	1,953	5,616	(※4) 535	▲7,251	▲93.1
琴似屯田兵村兵屋跡		5,626	4,091	2,540	5,071	5,523	▲103	▲1.8
新琴似屯田兵中隊本部		2,598	1,416	731	2,810	2,891	293	11.3
札幌村・大友亀太郎 関連資料及び史跡		4,074	1,358	846	1,952	1,956	▲2,118	▲52.0
旧黒岩家住宅		2,802	1,572	509	1,001	1,120	▲1,682	▲60.0
丘珠縄文遺跡		60,253	25,060	9,881	42,372	50,776	▲9,477	▲15.7
旧札幌控訴院庁舎		129,170	58,423	61,632	108,327	126,216	▲2,954	▲2.3
合計		528,834	229,413	204,033	486,850	570,751	41,917	7.9

※1 R2.3.1～3.31 まで新型コロナウイルス感染症の影響のため休館

※2 R2.4.14～5.31 まで新型コロナウイルス感染症の影響のため休館

※3 R3.5.4～7.11、7.23～9.30 まで新型コロナウイルス感染症の影響のため休館

※4 R5.5.1～R6.4.21 まで、耐震保全改修工事のため休館

(2)「札幌市文化意識調査」結果分析

札幌市では、市民の芸術や文化財等に関する意識（関心度やニーズ等）を探ることを目的に、無作為抽出した15歳以上の市民5,000人へ郵送によるアンケート調査を実施しました。ここでは、主な文化財等に関する意識調査の結果を確認します。

ア 札幌市内の文化財の認知度

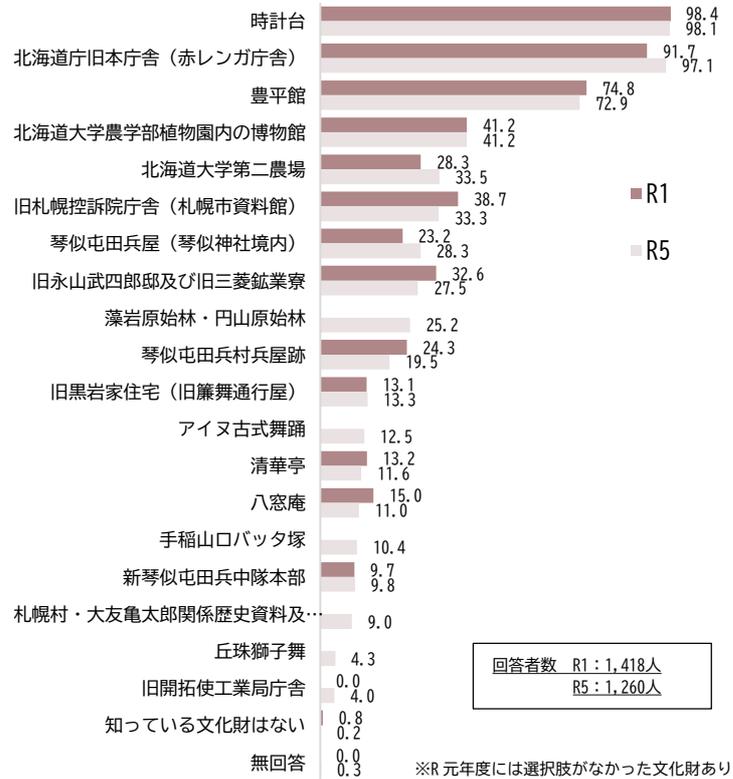
令和5年度の調査では、「時計台」(98.1%)、「北海道庁旧本庁舎(赤レンガ庁舎)」(97.1%)が非常に高く、次いで「豊平館」(72.9%)の順に認知度が高い結果となりました。

令和元年度の結果と比較しても、認知度に大きな変化は見られず、上位三つの文化財以外では、認知度が5割に満たない状態です。

文化財の価値を多くの人に共有してもらうためにも、文化財の認知度を高める取組が必要です。

■ 札幌市内の文化財の認知度（令和元年度－令和5年度）

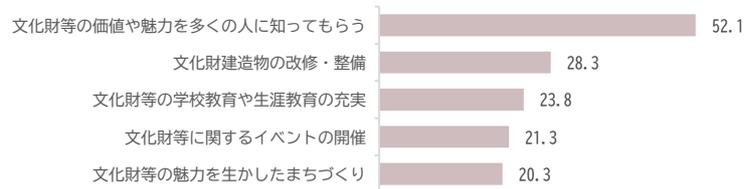
(%)



イ 文化財等の継承等の取組・参加したいイベント

令和5年度の調査で、「文化財や歴史的に価値のある資産を活用しながら次の世代につないでいくために必要だと思うこと」について、最も回答が多かったのは、「文化財等の価値や魅力を多くの人に知ってもらう」という情報発信の取組でした。

■ 文化財等の継承・活用のために必要な取組（3つまで回答）(R5 上位5項目) (%)

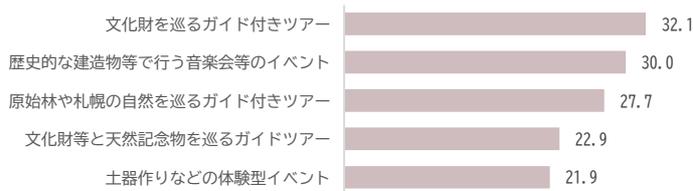


また、「文化財や歴史的に価値のある資産に関連するイベント等の中で、参加してみたい取組」については、「文化財を巡るガイド付きツアー」が最も多かったところ

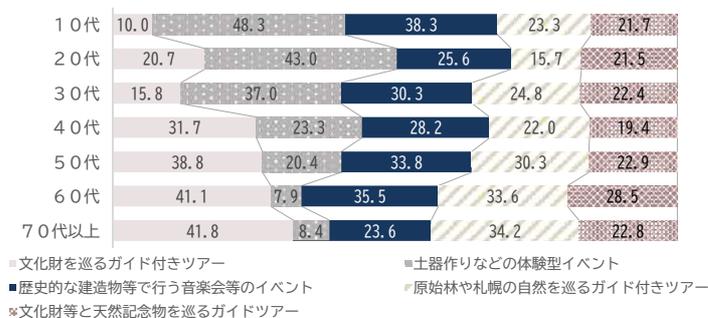
です。この上位5項目について、年代別における回答構成を見てみると、10～30代は「体験型イベント」が、40～70代以上は「文化財を巡るガイドツアー」の回答が多く、年代別の傾向がみられたところ

です。文化財等の価値や魅力を伝えるための情報発信の充実のほか、多くの方に文化財等に興味関心を持ってもらうための魅力ある取組の検討が必要です。

■参加したい文化財等に関連するイベント（R5 上位5項目）（%）
（3つまで回答）



■参加したい文化財等に関連するイベント年代別構成割合（R5 上位5項目）（%）
（3つまで回答）



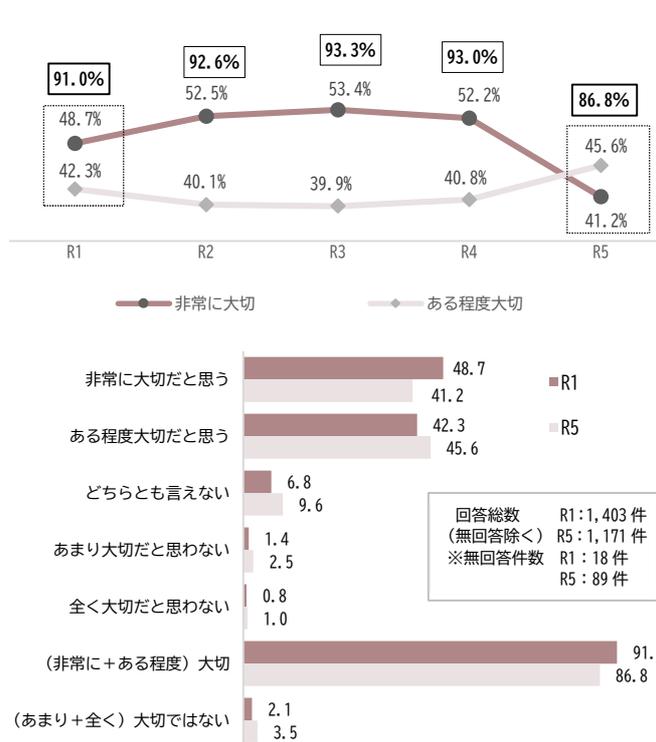
ウ 文化財等を保存・活用する取組の重要度

文化財や歴史的に価値のある資産を保存・活用する取組を大切だと思う人（「非常に大切」・「ある程度大切」）の割合は、令和5年度調査で86.8%となりました。

高水準を保っていますが、前年度の令和4年度と比較して、6.2ポイントの減、計画作成前の令和元年度と比較して4.2ポイントの減となりました。ほぼすべての年代で、「非常に大切だと思う」人の割合が減少しました。

文化財の価値を多くの人に共有してもらうことを目指すためにも、文化財等を大切だと思う人の割合を増やしていく取組が必要です。

■文化財等の保存・活用する取組を大切だと思う人の割合



(3) 取組の進捗状況

第1期計画の第6章に記載した「文化財の保存・活用に関する措置」の取組状況を、Actionごとに確認します。

ア Action1 みつける 「調査・把握」の課題に対する取組

課題	地域で大切にされてきた伝承や資料など、既往調査において十分に調査・把握が進んでいない分野があります。貴重な財産である文化財が、その存在や価値を知られないまま、消滅、散逸してしまう事態を避けるため、今後も市民や事業者等と連携し、幅広い文化財を掘り起こす取組が必要です。
取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民ワークショップを開催し、第1期計画の作成後に順次設定することとしていた「関連文化財群とストーリー」を、市民意見を基に設定 文化財保護法以外の制度により指定等を受けている景観要素（建造物）について、市指定・国登録の該当可能性の調査を行い、該当性がある物件を把握 令和5年度から「札幌市地域文化財認定制度」を開始し、指定等にかかわらず、地域の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた資産を、地域文化財として把握
検証	<ul style="list-style-type: none"> 市民ワークショップや、「札幌市地域文化財認定制度」により、市民意見を踏まえた文化財の掘り起こしを行うことができた。今後も、市民等と連携し、幅広い文化財を掘り起こす取組の継続が必要 市指定・国登録の該当可能性の調査では、景観要素（建造物）のみの調査となったことから、無形要素の文化財など、他の種類の文化財に関する調査手法の検討等が必要

イ Action2 共有する 「共有・発信」の課題に対する取組

課題	現状では、札幌の文化財の価値や魅力が市民一般に広く共有されているとはいえません。文化財に関する情報へのアクセス環境が整備されておらず、保存・活用の当事者が必要とする文化財に関する様々な情報が、関係者の間で十分に共有されていないものと考えられます。
取組	<ul style="list-style-type: none"> 市内の指定・登録文化財や郷土資料館資料を調べることができる「札幌市文化財データベース」を構築し、令和2年度からインターネットで公開 文化財を紹介する冊子「札幌の文化財」を更新し、「札幌の文化財めぐりMAP」を新たに作成した。冊子とMAPは各文化財施設で配架し、冊子の内容は市のホームページにて公開 シンポジウム「さっぽろれきぶんフェス」を開催し、文化財等の魅力の普及・啓発を実施 各区において、地域資源の魅力を発信する取組（北区歴史と文化の八十八選保存継承事業等）や学校での総合的な学習時間等において、地域の文化財や歴史文化を学ぶ機会を提供
検証	<ul style="list-style-type: none"> 文化財情報を公開する文化財データベースの公開を継続し、新たに認定される地域文化財等の情報の更新が必要 「さっぽろれきぶんフェス」の開催を継続するとともに、より多くの方に参加いただけるよう内容の検討が必要 文化財等の指定登録や認定の状況を踏まえて、「札幌の文化財」等の更新が必要

ウ Action3 伝える 「保存・伝承」の課題に対する取組

課題	特に民間の活動において、修理や公開にかかる費用の確保や、地域社会の高齢化に対応した次世代の育成を含めた、文化財を守り伝えるための担い手の確保が困難な状況にあります。また、人手や費用が限られる中、頻発する自然災害等の脅威などに対応した防災・防犯体制の維持・向上を図っていく必要があります。
取組	<ul style="list-style-type: none"> 文化財施設の保全計画に基づき、計画的修繕、耐震改修工事・保全工事や防火対策を実施 文化財の防災対策として、「文化財防火デー」の周知と防火デーに合わせた消防訓練の実施 札幌市時計台の時計機械の保守作業とその技術の継承のための委託業務を実施 無形文化財等の保存・伝承事業へ補助金交付。アイヌ伝統文化振興としてイベント等の実施
検証	<ul style="list-style-type: none"> 文化財等施設の保全計画に基づいた計画的な維持修繕や耐震改修・保全工事、防火対策強化を引き続き実施が必要 災害等発生時の対応や体制の検討が行えなかったことから、文化財の被害を最小限に止めるための初動対応の整理や、文化財が被害を受けた際の救援・復旧体制の検討が必要 地域の保存会等が管理運営する郷土資料館が、今後も地域にて管理運営を継続していけるよう支援策の検討が必要

工 Action4 活用する 「活用」の課題に対する取組

課題	文化財の個性を生かした様々な体験の提供など、多様なニーズに対応する幅広い活用モデルが不足しています。従来の公開にとどまらない、観光資源としての魅力アップや、地域に根差した活動拠点としての展開など、立地や特性に応じた活用の方法を幅広く検討する必要があります。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「関連文化財群とストーリー」を活用したモデルづくり検討のため、文化財等の「モニターツアー」を実施 ・ 「関連文化財群とストーリー」のPRと周遊促進のため、パンフレット（一般・子ども向け）を作成し、配布するとともに、パンフレットの内容を札幌観光協会が管理するHP「ようこそさっぽろ」にも掲載 ・ 札幌商工会議所が管理するHP「札幌バーチャルストリート」（令和4年度～令和5年度）に、豊平館と旧永山武四郎邸・旧三菱鉱業寮の3DVRを公開 ・ ボランティアガイド育成支援として、札幌の文化財や歴史文化等に関するボランティアガイド講習会を実施 ・ 郷土資料館支援の手法として、郷土資料館を紹介するパンフレットを作成し、配架したほか、支援策検討ワークショップ等を実施 ・ 指定管理者による文化財施設の管理・運営により、文化財等に関する講座の開催、カフェの運営、国際芸術祭の会場利用などの活用を実施
検証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連文化財群等を活用してもらうためのPRが必要。また、文化財への興味関心を高めるツールとして、市民にも広く知ってもらう取組が必要 ・ 令和2年度に実施した「市政に対する子どもからの提案・意見募集」で、「札幌市内の文化財を知ってもらい、多くの人に活用してもらうためにはどうしたらいいだろう？」をテーマに、意見募集を実施。子どもが参加したいイベントとして、スタンプラリー、体験型イベント等が上位に。子どもが関心を持ち、参加できるイベントの実施が必要 ・ 多くの方が郷土資料館を認知し、興味関心を持ってもらうための支援策の検討が必要

オ Action5 つながる 「連携・協働」の課題に対する取組

課題	現状では、関係者同士のネットワーク構築が不十分で、文化財の保存・活用において関係者が連携する機会は限定されています。関係者同士のつながりを強化し、方針を共有することで、社会全体が一体感をもって取り組む体制整備が急がれます。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行計画の「目指す姿」の形成に寄与することを目的に、会員を札幌市、札幌商工会議所、札幌観光協会とする「札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会」を設置 ・ 「札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会」にて実施した市民ワークショップ、シンポジウム、モニターツアーにおいて、文化財等の有識者、観光事業者や文化財等の活用団体にも参加いただき、文化財に関わる多様な関係者が交流する機会を創出
検証	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会が実施する事業の中で、文化財等の有識者や保存活用を行う団体や交流の機会を持つことができたが、文化財の保存・活用に関する新たな取組につながるような仕組みの検討が必要 ・ 協議会の事業を継続し、札幌市の文化財等を後世につないでいくために、持続可能な協議会体制の検討が必要

(4) 総括

第1期計画期間において、「目指す姿」に向け、様々な取組を実施してきたところですが、文化財等を保存し活用していく取組を大切だと思う人の割合は、令和5年度で86.8%と高水準であるものの、第1期計画作成前に比べ低下し、文化財関連施設利用者数も、一部の文化財を除き、減少という結果となりました。また、札幌市内の文化財の認知度は、一部を除き向上していません。

令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の流行による人々の行動変容の影響もあったものと考えられますが、この結果の一因は、文化財の価値や札幌の歴史文化の魅力をも、効果的に周知・広報できていなかったことによるものと考えます。

令和5年度の文化意識調査にて、「文化財等の価値や魅力を多くの人に知ってもらう」という情報発信の取組が、文化財等の継承・活用のために必要な取組として、最も多くの回答を集めたことは、文化財等の価値や魅力が多くの市民に伝わっていないことの表れ

と考えられます。

また、「参加したい文化財等のイベント」に関する設問の結果を踏まえ、文化財等に興味関心を持ってもらうためには、世代別の需要に応じた魅力ある取組を実施していく必要があると考えます。

そのため第2期計画においては、市民と共に発見し、札幌の魅力資源として総合的に保存・活用するための枠組みとして設定した「関連文化財群とストーリー」をより効果的に活用し、市民や観光事業者等に対して、情報発信を行っていきます。

さらに、文化財等を次の世代への継承するためにも、特に子どもを対象とした取組を意識して実施します。

このほか、第1期計画で把握した課題への取組は、一度取り組めば終了するものではありません。今回の検証により把握した課題等を踏まえて、継続して取り組み、第1期計画期間中に具体的な検討や実施ができなかった取組についても、検討し、実施していきます。

4 目指す姿と基本方針

札幌市の歴史文化の特性、文化財の保存・活用の現状、これまでの取組の評価等を踏まえ、第2期計画においても、第1期計画で定めた次に示す目指す姿に向け、札幌市の文化財の保存・活用に関して、基本方針に基づいた総合的な取組を行っていきます。

【目指す姿】

文化財の価値を多くの市民が共有し、
大切に次の世代へ引き継いでいく、
歴史文化の魅力あふれる都市

(目指す姿の具体的なイメージ)

多くの市民が、文化財を通して札幌市の特性や自分たちが住む地域の魅力を理解し、それを誇りとして、次の世代に伝え、札幌市を訪れた人に語れるようになっていきます。

【基本方針】

基本方針1

文化財の価値や魅力を掘り起こし、広める

市民が大切に守り伝えてきた札幌の歴史文化を映す様々な文化財の価値を知り、魅力を広め、まちづくりの貴重な資源として見い出します。

基本方針2

社会全体で文化財を大切に使いながら、次の世代へ伝える

文化財を中心に多様な関係者がつながり、新たな手法やアイデアを取り入れながら、社会全体で文化財を生かし、その価値を保ち、未来へ残します。

5 保存・活用の課題と方針

目指す姿に向けた札幌市の文化財の保存・活用の課題と方針について、「調査・把握」、「共有・発信」、「保存・伝承」、「活用」、「連携・協働」の各観点で整理します。

(1) 「調査・把握」の現状・課題・方針

ア 現状

これまで札幌市による文化財に関する調査は、有形文化財の建造物を対象としたものを多く実施してきましたが、第1期計画作成時に実施した市民アンケートや第1期計画期間中に継続して実施した市民ワークショップ、その他「札幌市地域文化財認定制度」により、地域の人々が愛着を持って守り伝えて来た、「地域のお宝」といえる各分類の文化財が多くあることがわかりました。

一方、景観要素の建築物・工作物と比較すると、空間要素、有形要素、無形要素は、文化財の価値付けを行う詳細調査や、現在の状況を確認する現況調査ができておりません。

イ 課題

《文化財に関する継続的な把握調査や詳細調査・現況調査が必要》

文化財が、その存在や価値を知られないまま、消滅、散逸してしまう事態を避けるため、各分類の文化財について、把握調査の継続が必要です。

また、空間要素、有形要素、無形要素は、価値付けを行う詳細調査や、現在の状況を確認する現況調査が必要です。

ウ 方針

《把握調査の継続と詳細調査・現況調査を実施する》

指定等の有無にかかわらず、札幌の歴史文化を反映する各分類の文化財を把握するための把握調査を継続します。

空間要素、有形要素、無形要素について、詳細調査や現況調査を実施します。

(2) 「共有・発信」の現状・課題・方針

ア 現状

令和5年度に実施した文化意識調査では、文化財施設の認知度（回答者が「知っている」と答えた割合）は、旧札幌農学校演武場（時計台）（98.1%）、北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）（97.1%）、豊平館（72.9%）を除き、いずれも5割に満たない結果となりました。また、文化財等の継承等のために必要な取組については、「文化財等の価値や魅力の情報発信」が最も多く、市民に文化財があまり知られていない状況やより積極的な情報発信を求める声が見られました。

イ 課題

《文化財や歴史文化に関する情報発信の充実が必要》

現状では、札幌の文化財の価値や魅力が市民一般に広く共有されているとは

いけない状況であるため、文化財等の情報をより多くの人に伝える取組が必要です。

ウ 方針

《文化財の価値や歴史文化の魅力を、社会全体で共有する》

札幌市の文化財の価値や魅力をより多くの人と共有するため、情報の受取り手の文化財への関心が高まるような、分かりやすく親しみやすい方法や内容の充実化を図った情報発信を行います。

(3)「保存・伝承」の現状・課題・方針

ア 現状

札幌市では、文化財の指定等の取組を行い、市が所有する文化財について、計画的な維持・保全を行っていますが、自然災害や火災等による文化財の損傷や滅失被害が相次いでいることから、被災を未然に防ぐとともに、被災した場合の対応についても十分に検討しておく必要があります。

また、行政以外でも、文化財の保存・伝承活動が行われていますが、少子高齢化や地域コミュニティの衰退に伴い、これらの継続が困難になっています。

イ 課題

《文化財の適切な維持・保全や防災対策が必要》

札幌市が所有する文化財を後世に引き継ぐため、文化財の計画的な維持・保全や、自然災害や火災等に備えた耐震改修、防火対策強化などを、実施する必要があります。

《文化財の保存・伝承を行う担い手支援が必要》

行政以外でも、文化財の保存・伝承活動が行われていますが、少子高齢化や地域コミュニティの衰退に伴い、これらの継続のための取組が必要です。

ウ 方針

《文化財の価値を保ち、次の世代へ引き継ぐ》

札幌市が所有する文化財を後世に引き継ぐため、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を踏まえ、文化財の計画的な維持・保全や、自然災害や火災等に備えた耐震改修、防火対策強化などを行います。

《文化財の保存・伝承を行う担い手支援を検討・実施する》

行政以外で取り組まれている文化財の保存・伝承を行う担い手への支援策を検討し、実施します。

(4)「活用」の現状・課題・方針

ア 現状

札幌市では、指定等文化財の多くが公開・活用され、一部の文化財は重要な観

光資源ともなっています。

文化意識調査で文化財に関連するイベントへの参加意向を尋ねたところ、ガイド付きツアーや文化財施設での音楽会などへの参加意向が高い結果となり、従来の観覧・公開等にとどまらない体験型イベントやユニークベニュー⁶⁷等のニーズが、高まっているものと考えられます。

イ 課題

《文化財を活用した様々な取組が必要》

文化財を後世に残していくためには、観光資源としての活用だけではなく、市民が文化財と日常的に接することのできる機会の創出や、文化財を通じた学習機会の提供など、文化財を活用した幅広い取組が必要です。

ウ 方針

《観光や地域振興、教育など、まちづくりの魅力資源として使い、生かす》

観光、地域振興、教育等の幅広い分野を対象に、札幌市のまちづくりにおける文化財の活用の可能性を広げる取組を行います。

(5)「連携・協働」の現状・課題・方針

ア 現状

札幌市では、様々な立場の関係者が有機的に結びつき、情報・知識・ノウハウ等を補完し合いながら、連携・協働し諸課題を解決していくため、「札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会」を設置し、取組を進めています。

イ 課題

《文化財の保存・活用に関する連携・協働体制の整備が必要》

協議会では連携・協働の体制をさらに強化し、今後もより効果的な取組を実施するための持続可能な協議会体制の整備や、協議会のネットワークを活かした民間等による文化財の保存・活用の課題解決につなげる機会の創出などの検討が必要です。

ウ 方針

《行政、市民、企業等の事業者、研究者や専門家が連携・協働する体制を整備する》

文化財の保存・活用の取組に、多様な立場の関係者が参画し、連携を図ることで、文化財の保存・活用の課題解決や、様々な取組の展開につなげる体制整備を進めます。

⁶⁷ ユニークベニュー：会議やレセプションで利用することにより特別感や地域の特性を演出できる個性的・独創的な会場

(6) 目指す姿の実現に向けた五つのアクション

前述の「保存・活用の課題と方針」において整理した課題を踏まえ、基本方針に従って進める、札幌市が目指す姿に向けた取組を五つの Action に分類し、その体系を下図に示します。行政、専門家、市民、その他様々な関係者がつながりの輪を広げながら連携・協働して取り組むことを基礎として、各課題に対する取組を確かなものとするこで、文化財を次の世代に守り伝えていくことにつながります。



計画の実現に向けた取組の体系と方向性